

# 新型コロナウイルス感染症による経済・生活への影響等に対する支援情報

資料1

令和3年11月12日

## 《新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口》

【相談体制】: 窓口相談員が相談内容の聞き取りを行います。相談内容に応じて担当課の職員が来室し、相談・申請を受け付けます。  
 【相談内容】: 市税等の負担支援(市税・介護保険料、上下水道料金など)、生活再建の支援(緊急小口資金、総合支援資金)、中小企業等への金融支援、雇用助成、取組支援、農林業分野(農業関係、水産業)への金融支援、宿泊・飲食業への支援、小中学校の臨時休業等への対応等  
 【開設日時】: 平日 午前9時00分～午後4時00分(土・日・祝日を除く)  
 【開設場所】: 鶴岡市役所1階 市民課総合相談室  
 【電話番号】: 0120-866-294

### (1) 事業者等の支援

事業継続や雇用維持のための支援や経済活動の維持のための支援を行います。

名称	概要	支援実績 (令和3年10月31日まで)	問合せ先
鶴岡市小規模事業者経営継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の経営継続を応援するため、鶴岡市独自に支援金を支給します。 ◎支給対象 市内に事業所を有する法人又は個人で、小規模事業者の要件を満たす者 ◎要件 ・令和2年1月から令和2年3月までのいずれか1ヶ月の売上が20万円以上あること ・令和3年1月から令和3年3月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月と比較し30%以上減少していること 等 ◎給付額 1事業者あたり一律20万円 ◎申請方法 鶴岡市HPより申請書をダウンロードして記入のうえ、必要書類とともに鶴岡市役所気付で郵送してください。 また、やむを得ず窓口での申請を希望される場合は、電話での事前予約をしてください。 ◎申請期間 令和3年3月18日～7月30日	交付決定数 1,365件	鶴岡市小規模事業者 経営継続支援金事務局 0235-29-2715
第2回鶴岡市小規模事業者経営継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の経営継続を応援するため、鶴岡市独自に支援金を支給します。 ◎支給対象 市内に事業所を有する法人又は個人で、小規模事業者の要件を満たす者 ◎要件 ①令和元(平成31)年又は令和2年4月から6月までのいずれか1ヶ月の売上が20万円以上あること ②令和3年4月から令和3年6月までのいずれか1ヶ月の売上が前年又は前々年同月と比較し30%以上減少していること 等 ◎給付額 1事業者あたり20万円もしくは10万円 要件①が20万円以上～20万円、10万円以上～20万円未満→10万円 ◎申請方法 鶴岡市HPより申請書をダウンロードして記入のうえ、必要書類とともに鶴岡市役所気付で郵送してください。 また、やむを得ず窓口での申請を希望される場合は、電話での事前予約をしてください。 ◎申請期間 令和3年7月21日～10月29日	交付決定数 1,458件	小規模事業者経営継続 支援事務局 0235-29-5715
第3回鶴岡市小規模事業者経営継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の経営継続を応援するため、鶴岡市独自に支援金を支給します。 ◎支給対象 市内に事業所を有する法人又は個人で、小規模事業者の要件を満たす者 ◎要件 ①令和元年又は令和2年7月から9月までのいずれか1ヶ月の売上が20万円以上あること ②令和3年7月から令和3年9月までのいずれか1ヶ月の売上が前年又は前々年同月と比較し30%以上減少していること 等 ◎給付額 1事業者あたり20万円もしくは10万円 要件①が20万円以上～20万円、10万円以上～20万円未満→10万円 ◎申請方法 鶴岡市HPより申請書をダウンロードして記入のうえ、必要書類とともに鶴岡市役所気付で郵送してください。 また、やむを得ず窓口での申請を希望される場合は、電話での事前予約をしてください。 ◎申請期間 令和3年11月1日～令和4年1月31日	交付決定数 0件	小規模事業者経営継続 支援事務局 0235-29-5715
雇用調整助成金申請代行補助事業	市内に住所を有する事業所の事業主に対し、雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士等に委託した場合の申請に係る経費を支援します。 ◎対象 雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請を社会保険労務士や弁護士等に依頼した鶴岡市に所在地がある事業者 ◎要件 国の定める特例措置期間内(令和2年4月1日から令和3年9月30日まで)に休業を実施した場合 ◎補助金額 1事業所あたり上限40万円(令和2年度にも交付を受けている場合はその差額) ◎申請期間 令和3年5月26日～11月30日	交付決定数 29件	商工課 0235-25-2111(内線728)
失業者正規雇用奨励金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた市民の早期再就職を支援するため、これらの失業者を正規雇用労働者として雇用した市内企業の事業主を支援します。 ◎対象 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年4月16日から令和4年3月31日までの日に解雇された市民を正規雇用する事業者 ◎要件 ・市内に事業所を有する雇用保険適用事業者であること ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に正規雇用労働者として雇用すること ・6か月以上継続して雇用すること 等 ◎支給額 対象労働者1人につき月額賃金の1/2(上限10万円×6か月) 1事業者につき上限200万円 ◎備考 対象労働者正規雇用後、最初の賃金締切り日の翌日から6ヶ月経過雇用状態が継続したら、30日以内に奨励金の交付申請手続きを行ってください。	支給決定数 0件	商工課 0235-25-2111(内線544)

<p>まちなか若者創業・にぎわい応援事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施する賑わい創出事業を支援します。</p> <p>◎対象 鶴岡市内を会場として実施する、鶴岡の食材や伝統料理、名物料理などの提供・販売、調理方法の周知などを行うイベントの開催費用</p> <p>◎要件 ・市内の商店街、地域団体、実行委員会その他の各種団体 ・市内の事業者等を含む複数事業者の連携体</p> <p>◎支給額 1事業につき上限20万円</p> <p>◎申請期間 令和3年4月15日～12月28日</p>	<p>支給決定数 3件</p>	<p>商工課 0235-25-2111(内線728)</p>
<p>中小企業等新分野展開支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小企業者等が行う、ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開や設備導入等に要する経費の一部を支援いたします。</p> <p>◎対象者 ①市内に事業所を有する中小企業者等 ②構成員の3分の2以上が市内の中小企業者で構成される団体 ③①または②に準ずると市長が特に認めるもの</p> <p>◎対象事業 ①新分野展開等支援事業 ②ITサービス導入事業 ③生産設備等導入事業 ④新製品開発支援事業</p> <p>◎補助率・補助上限額 2/3以内・200万円</p> <p>◎募集期間 令和3年7月12日～令和3年9月10日</p> <p>※先着順となります。 ※予算の状況により、2次募集又は随時募集を行う場合があります。 ※本事業は書面審査を実施し、採択事業者に対し交付決定を行います。</p>	<p>交付決定件数 49件</p>	<p>商工課 0235-25-2111(内線544)</p>
<p>資本金劣後ローン利子補給</p>	<p>中小企業者等が新型コロナ対策資本金劣後ローンを利用する場合に、利子補給を行います。</p> <p>◎対象融資制度 日本政策金融公庫：新型コロナ挑戦支援基本強化特別貸付(国民生活事業・中小企業事業) 商工組合中央金庫：危機対応業務 資本金劣後ローン(中小企業向け制度) ※令和3年7月2日から令和4年3月31日までの間に融資実行されたもの</p> <p>◎補助対象者 ①市内に本社、本店を置く中小企業者、市内に主たる事業所又は店舗を有する個人事業者。また、将来にわたって鶴岡市内で事業を継続する意思があること。 ②市税の滞納がないこと。</p> <p>◎補助金額 月額最大50,000円(年間最大600,000円)</p> <p>◎補助対象期間 最大2年間(24か月) ※令和6年3月31日までに支払われた約定利息となります。</p>	<p>交付件数 1件</p>	<p>商工課 0235-25-2111(内線544)</p>
<p>買物代行・宅配サービス支援事業</p>	<p>タクシー・ハイヤー事業者が取組む「買物代行」「宅配サービス」の運行経費等に助成を実施し、市民の皆さんが安価にサービスを受けることができるようにします。</p> <p>◎対象者 市内のタクシー・ハイヤー事業者で「買物代行」「宅配サービス事業」を実施することにつき許可等を受けている事業者</p> <p>◎助成金額 1回の利用につき、利用者負担金500円を除いた額を助成(上限2,000円) (令和2年度は上限1,500円)</p> <p>◎事業期間 令和2年6月1日～令和4年3月31日</p>	<p>サービス利用件数 1,232件</p>	<p>地域振興課 0235-25-2111(内線522)</p>
<p>鶴岡泊まって応援キャンペーン事業補助金</p>	<p>市内宿泊施設を利用する市民等の、宿泊・日帰り代金最大3,000円を割引くとともに宿泊特典(市特産品)の提供を行います。 (国、県等のキャンペーンとの併用可)</p> <p>◎対象者 鶴岡市民及び市内に所在する事業所や学校等に通勤・通学している方</p> <p>◎申込み方法 鶴岡市ホームページに掲載される宿泊施設へ直接電話または宿泊施設の自社HPから申込み</p> <p>◎対象期間 令和2年8月1日～令和4年2月28日 ※宿泊施設の割引配分数がなくなり次第終了</p>	<p>適用実績 10,101人泊</p>	<p>観光物産課 0235-25-2111(内線548)</p>
<p>キャッシュレス促進・消費喚起事業</p>	<p>キャッシュレス決済事業者であるPayPay㈱と連携した消費者ポイント付与キャンペーンを実施し、市内事業者を支援するとともに、感染症対策やインバウンド向け地域消費拡大等のため、キャッシュレス決済導入を促進します。</p> <p>◎付与額 PayPay残高での決済額の20%(最大)相当額 (付与上限…2,000円相当/回、10,000円相当/月)</p> <p>◎対象者 鶴岡市内の対象店舗にて上記決済をした消費者</p> <p>◎対象店舗 市内のPayPay加盟店(大手チェーン店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等を除く。)</p> <p>◎加盟店募集 令和3年1月28日～3月31日(審査可決期限)</p> <p>◎実施期間 令和3年3月1日～4月30日</p>	<p>対象店舗数 1,186店</p>	<p>商工課 0235-25-2111(内線709)</p>

(2) 事業者等への金融支援

売上高が減少しているなど業況が悪化している事業主の方に、融資や信用保証を行います。

名称	概要	支援実績 (令和3年10月31日まで)	問合せ先
セーフティネット保証4号の認定	売上高が減少した事業者に、一般保証とは別枠で信用保証を行います。 ◎対象者 指定地域において1年間以上継続して事業を行っている事業者(新型コロナウイルスに関しては47都道府県が指定済み) ◎要件 最近1か月の売上高が前年同月比▲20%以上減少していること等 ◎保証限度額 一般保証限度額(最大2.8億円)とは別枠で最大2.8億円まで(セーフティネット保証5号と併用可だが、同枠となる) ◎保証料 山形県商工業振興資金と併用する場合は県と市で保証料を支援 ◎指定期間 新型コロナウイルス感染症による指定:令和2年2月18日～令和3年12月1日	認定件数 864件	商工課 0235-25-2111(内線 728)  ◎申込み先 商工課又は 各金融機関を通して申込み
セーフティネット保証5号の認定	業況の悪化している指定業種の事業者に、一般保証とは別枠で信用保証を行います。 ◎対象者 中小企業庁が指定する業種に属する事業者(新型コロナウイルス感染症により全業種指定が指定済み) ◎要件 最近3か月の売上高が前年同月比▲5%以上減少していること等 ◎保証限度額 一般保証限度額(最大2.8億円)とは別枠で最大2.8億円まで(セーフティネット保証4号と併用可だが、同枠となる) ◎保証料 山形県商工業振興資金と併用する場合は県と市で保証料を支援	認定件数 223件	
危機関連保証の認定	業況の悪化している業種の事業者に、一般保証、セーフティネット保証とは別枠で信用保証を行います。 ◎対象者 新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた事業者 ◎要件 最近1か月の売上高が▲15%以上減少し、かつ今後2か月の見込を含む3か月の売上高が▲15%以上減少すること等 ◎保証限度額 一般保証限度額(最大2.8億円)セーフティネット4・5号(最大2.8億円)とは別枠で最大2.8億円まで ◎保証料 山形県商工業振興資金と併用する場合は県と市で保証料を支援 ◎指定期間 令和2年2月1日～令和3年12月31日	認定件数 44件	

(3) 市民への生活再建等の支援

市民生活のための支援を行うとともに、生計の維持が困難となった方や生活再建のために資金が必要な方等に、費用の貸付や給付金の支給等を行います。

名称	概要	支援実績 (令和3年10月31日まで)	問合せ先
緊急小口資金の貸付および特例貸付	収入の減少により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、費用の貸付を行います。 ◎貸付上限額 10万円以内(学校休業等の特例20万円以内) ◎貸付期間 2年以内(措置期間12か月経過後) ◎貸付利率・保証人 無利率・保証人不要 ◎備考 特例貸付については令和2年3月25日～令和3年11月30日	貸付件数 430件	鶴岡市社会福祉協議会 0235-24-0053
緊急小口資金貸付の市独自追加貸付	緊急小口資金貸付を受ける方で、追加資金貸付を希望する方に費用の貸付を行います。 ◎貸付上限額 緊急小口資金の貸付額に加えて10万円以内 ◎償還期間 2年以内(措置期間12か月経過後) ◎貸付利率・保証人 無利率・保証人不要 ◎申請期限 令和2年5月18日～令和3年11月30日	貸付件数 271件	
総合支援資金の貸付および特例貸付	収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。 ◎貸付上限額 単身の世帯:月15万円以内 2人以上の世帯:20万円以内 ◎貸付期間 3か月以内 ◎償還期間 10年以内(措置期間12か月経過後) ◎貸付利率・保証人 原則1人以上(特例貸付の場合保証人不要) 連帯保証人を立てられない場合年1.5%(特例貸付の場合無利率) ◎備考 特例貸付については令和2年3月25日～令和3年11月30日	貸付件数 245件	
住宅確保給付金の支給および特例再支給	収入の減少により生活に困窮し、住居を喪失又は喪失する恐れがある場合に家賃相当分を支給します(従来の制度による再支給制度に加え特例再支給もあり) ◎要件 2年以内に廃業や自己都合退職した方で、収入要件・資産要件・求職活動等の要件を満たすこと ◎支給額(上限額) 単身世帯35,000円、二人世帯42,000円、三人世帯46,000円 ◎支給期間 原則3か月(最長15か月:延長12か月+再支給3か月) ◎備考 特例再支給については令和2年2月1日(要件変更)～令和3年9月30日	支給件数 118件	くらしス 0235-29-1729  ◎申込み先 福祉課 0235-25-2111(内線 143)
生活困窮者自立支援金	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、既に総合支援資金の再貸付が終了する等の理由から、さらなる貸付を利用できない世帯に自立支援金を支給します。 ◎要件 総合支援資金等の再貸付を受けていることに加え、収入要件・資産要件・求職活動等の要件を満たすこと ◎支給額 単身世帯60,000円、二人世帯80,000円、三人以上世帯100,000円 ◎支給期間 3か月 ◎申請期限 令和3年7月1日～令和3年11月30日	支給件数 7件	くらしス 0235-29-1729  ◎申込み先 福祉課 0235-25-2111(内線 139)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ひとり親世帯に対し、生活支援のため給付金を支給します。 ◎対象者 ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金給付等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止になっている方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方 ◎支給額 児童1人当たり5万円 ◎申請期間 ①申請不要 ②③令和3年4月28日～令和4年2月28日	支給児童者数 1,179人	子育て推進課 0235-25-2111(内線152)
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、生活支援のため給付金を支給します。 ◎対象者 ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和3年度の住民税が非課税である者 ②児童(18歳年度末までの子(障害児は20歳未満))を養育しており、以下のいずれかに該当する者 ・令和3年度の住民税が非課税である者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者 ◎支給額 児童1人当たり5万円 ◎申請期間 ①申請不要 ②令和3年7月8日～令和4年2月28日 ※令和4年2月に生まれた子についての申請は令和4年3月15日まで	支給児童者数 841人	子育て推進課 0235-25-2111(内線152)
国民健康保険傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染し又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、勤務することができず給与等の支払いを受けられない場合に傷病手当金を支給します。 ◎対象者 国民健康保険加入者のうち、勤め先から給与等の支払いを受けている方 ◎支給額 (直近の継続した3月間の給与と収入の合計額÷勤務日数)×2/3×日数 ◎支給対象 勤務できなくなった日から起算して、3日を経過した日から勤務できない期間 ◎適用期間 令和2年1月1日～令和3年12月31日 (入院が継続の場合等は最長1年6か月まで)	支給件数 0件	国保年金課 0235-25-2111(内線177)
後期高齢者医療保険傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染し又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、勤務することができず給与等の支払いを受けられない場合に傷病手当金を支給します。 ◎対象者 後期高齢者医療保険加入者のうち、勤め先から給与等の支払いを受けている方 ◎支給額 (直近の継続した3月間の給与と収入の合計額÷勤務日数)×2/3×日数 ◎支給対象 勤務できなくなった日から起算して、3日を経過した日から勤務できない期間 ◎適用期間 令和2年1月1日～令和3年12月31日 (入院が継続の場合等は最長1年6か月まで) ◎備考 審査・決定は山形県後期高齢者医療広域連合で行います	支給件数 0件	国保年金課 0235-25-2111(内線127) 山形県後期高齢者医療広域連合 0237-84-7100

(4) その他の支援・取組

新型コロナウイルスの影響に対する支援や取組を行います。

名称	概要	支援実績 (令和3年10月31日まで)	問合せ先
鶴岡市住宅リフォーム支援事業(一般世帯への新型コロナウイルス対策に対する加算)	一定の要件工事を含む住宅リフォーム工事に対して補助金を交付します。 (令和3年度は一般世帯の加算項目に新型コロナウイルス対策を追加) ◎要件 ①市内に自己又は2親等以内の親族が所有し、本人が居住する住宅の工事 ②住宅のリフォーム等工事の実施にあたり、市内業者と請負契約をすること ③市税に滞納がない者 等 ◎助成金額 基本助成額上限20万円+内容による加算あり(うち新型コロナ対策分上限10万円) ◎受付期間 令和3年4月1日～令和4年1月14日(ただし、予算の範囲内で受付)	交付決定数 270件 (うち新型コロナ対策加算) 95件	建築課 0235-25-2111(内線484)
文化芸術・スポーツ振興のための減免措置	発表会や競技大会等の市民活動の再開・継続に向けた取り組みを支援し、文化芸術・スポーツの振興を図るため、活動に供する施設の使用料及び冷暖房料等を減免します。 ◎対象事業 ①市民、市内の団体及び学校等が行う文化芸術・スポーツ活動 ②市民の文化芸術の振興を図るため企画制作会社等が実施する興行及びスポーツ振興を図るためプロスポーツチームによる試合等 ◎対象施設 文化芸術施設、スポーツ施設等30施設 ◎減免割合 施設使用料、備品使用料、施設冷暖房料を事業内容・対象により50%～80%減免 ◎実施期間 令和2年6月19日～令和4年3月31日	決定件数 563件	社会教育課 0235-57-4866 スポーツ課 0235-25-8131

(5) 市税等の負担軽減

市に納める税金や保険料等について、徴収を猶予したり、納付額を減免できる場合がありますのでまずはご相談ください。

名称	概要	問合せ先
市民税等の徴収猶予	市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、入湯税、介護保険料について、事業の廃止や休止、著しい損失(売上減少幅が50%を超える)等により、納税が困難になった場合に徴収を猶予します。	納税課 相談窓口 0235-25-2111 (内線218、221)
市民税等の減免	市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、入湯税について、徴収猶予によっても、なお納税が困難である場合に減免します。	
介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により徴収猶予によっても、納付が困難である場合に減免します。 令和3年度分については、令和3年7月15日からご相談できます。	長寿介護課 0235-25-2111(内線187)
後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	所得の減少等により保険料を納付することが困難となった場合に徴収を猶予または減免します。 なお、保険料の減免及び徴収猶予の審査・決定は山形県後期高齢者医療広域連合で行います。	【徴収猶予】 納税課 相談窓口 0235-25-2111 (内線218、221) 【減免】国保年金課 0235-25-2111(内線127)
国民年金保険料の免除、納付猶予	所得の減少等により保険料を納付することが困難となった場合に徴収を猶予または免除します。 なお、保険料の免除・猶予の認定は、日本年金機構が行います。	国保年金課 0235-25-2111(内線113) 鶴岡年金事務所 0235-23-5040
居宅介護サービス費等の減額	失業、事業の休止や廃止等により、収入が著しく減少した場合に介護サービス費等を減額します。	長寿介護課 0235-25-2111(内線194)
市営住宅、特定公共賃貸住宅使用料の減免、徴収猶予	所得の減少等により生計の維持が著しく困難となった方場合に徴収を猶予または所得減少の度合いに応じて段階的に使用料を減免します。	建築課住宅管理係 0235-25-2111(内線483)
上下水道料金の支払猶予	収入が減少したことにより、一時的に上下水道料金の支払が困難となった方場合に支払の猶予や分納に応じます。	上下水道部 お客さまセンター 0235-23-7610